

政務活動報告書

議員名 佐藤 誠洋

実施した政務活動の内容	<input type="checkbox"/> 研修 <input checked="" type="checkbox"/> 視察・調査 <input type="checkbox"/> 陳情・要望	
実施日	令和 4年10月19日(水)～21日(金)	
場所	長野県東御市、茅野市	
主催区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 会派 <input type="checkbox"/> その他()	
同行者名	播磨博一 議員、塩田 勉議員、 寿松木 孝議長、青山 豊 議員	
行程及び経費	行程 (交通機関、算定根拠、人数按分など)	経費 (単位:円)
	別紙会派「さきがけ」行政視察日程表参照	
		経費合計 63,450円
実施概要と所感	<p>●長野県東御市：小中一貫教育について 別紙のとおり</p> <p>●長野県茅野市：災害に強い支え合いのまちづくり条例について 別紙のとおり</p>	

10月19日～21日の日程で、会派で、政務活動調査を行って参りました。

☆ 東御市 「小中一貫教育について」

0歳から18歳まで幼児、児童、生徒をそれぞれの立場の方々が「交流する」ことで関わり、見守り、育てていく、という大きな方針の元、教育長を中心に様々な取り組みをされていた。

1, 小学校の先生が中学校の授業参加し、生徒が成長した姿を見て、情報交換する。また、逆に中学校の先生が小学校の授業の教科書の資料を見て、「こんな資料で勉強して中学校に来ている。」ということを知ったことで、その後の授業に活かされた。

また、子供たちもそれぞれが交流することで、不安の解消や、自信がつく。

2, 先生方の負担が気になったが、「おおよそ、勤務時間内で済ますようにしている。」「初めて赴任された先生は、戸惑いもある。」とのこと。

3, 今年度から「子供サポートセンター」を設置。福祉課、健康推進課、子育て支援課、学校教育課の4課が連携。不登校の様々な原因を共有し、状況に応じてそれぞれの課員と担任が家庭訪問する。先生の負担を減らす。「不登校の原因は、本人の問題だけではなく、周りの家庭環境によることも多い。」

教育長の熱い説明がとても印象強く残りました。

東御市の中学校
東部中学校
北御牧中学校

東部中学校 小中一貫型
北御牧中学校 小中一貫

令和4年10月20日 橋本市議会 視察



- めざす姿**
- (1) 確かな学力と学び考える力をもった児童生徒を育てます(学力の向上)
 - (2) 豊かな心と個性をもった人間力のある児童生徒を育てます(豊かな心の醸成)
 - (3) 未来を拓き、社会で自立していく力をもった児童生徒を育てます(生き抜く力)



☆ 茅野市「災害に強い支え合いのまちづくり条例」について

1, 平成27年4月1日から施行された条例。全29条に及ぶ条例だが、先ずは、その長い前文に強い思いを感じた。内容もほんとに素晴らしい。行政の役割・責務を明確にした条例である。

条例があることで、各種補助金交付がスムーズになった。

2, 「人と人との支え合い、地域コミュニティの絆」を最も重視している。自助の取り組みには、市民の自助と事業者の自助を謳い、共助の取り組みには、市民の共助と事業者の共助、自主防災組織の共助を謳っている。

3, 条例制定前から各地域の代表者と協議を繰り返し、住民の負担が増えるのでは、という不安に対し、理解を求めた。制定後も各地域への説明が年間30回にも及び、市民へ浸透している。

まさに、「協働のまちづくり」だ。

『行政として、「条例化する」意義、気づき、使命感に対して、敬意を強く感じました。』

→ もちろん、議会とは、協議を繰り返し、議会の意見も取り入れた。

→「政策の見える化」には、(手段として)条例が必須なのだ！

横手市は見習って頂きたい！

→横手市は、この8年間で、段々と「出来るだけ条例化しないように。」できれば、規則、要綱(議会不用)で済ませるように、(自らが条例で縛られない、その時の都合で、)という動きになっている。

→「政策」ってあるの？市民、議会により分かりづらくなっている。

危機管理室長は総務部長が兼務されておりましたが、よどみない説明に、ここでもカリスマ性を感じました。

ちなみに、普通に有利な財源を活用されて、「防災無線のデジタル化」が済んでました。

茅野市は、諏訪大社で7年おきに行われる「御柱祭り」の中心的地で、「このお祭りが地域コミュニティを作っている。」ようでした。このことも印象強く残りました。

茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 自助の取組（第4条～第5条）

第3章 共助の取組（第6条～第8条）

第4章 公助の取組（第9条～第20条）

第5章 避難行動要支援者に対する支援（第21条～第27条）

第6章 雑則（第28条～第29条）

附則

茅野市は、広大な市域を抱え、多くの急傾斜地、急勾配の河川、点在する集落など複雑な地形を有しており、過去から繰り返し豪雨、洪水、土砂、豪雪等の災害に見舞われてきました。また、市内には、内陸型地震を引き起こす活断層が多数存在し、中でも市街地を通過し、甲府盆地へ延びる「糸魚川―静岡構造線断層帯」は、日本で最も活動が活発な活断層の一つです。それと合わせて、茅野市は、東海地震及び南海トラフ地震が発生した場合、著しい地震被害が生ずるおそれがあるとして、それぞれ東海地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

私たちの力では、自然災害の発生を防ぐことはできません。しかし、その被害をできる限り減らすことはできます。そのためには、市が市の責務として市民の生命、身体、財産を守るため、防災に向けた対策を実施することはもちろん、市民一人ひとりが、自分のことは自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ち、自発的かつ積極的に防災に向けた役割を果たすことが求められます。また、同時期に広範囲にわたって被害が発生する災害が起きたときには、市が果たせる役割は限られます。そのようなとき、何よりも頼りになるのは、人と人との支え合いであり、地域コミュニティの絆（きずな）です。

茅野市では、近隣住民の地縁的なつながりである区・自治会が中心となり、住みよい地域をつくるため、住民相互の連絡、防災や防犯、環境美化、除雪など、日頃から日常生活に密着した地域コミュニティ活動が行われ、区・自治会の活動が住民自治のまちづくりの中心として重要な役割を果たしてきました。

一方で、急激に進展する人口減少・少子高齢社会の中で、地域における防災活動の中心的な役割を担う地域コミュニティの衰退が懸念されています。茅野市においてもそれは例外ではなく、区・自治会の役員の高齢化、区・自治会活動への参加意欲の低下など、地域コミュニティ活動の基本となる地縁的なつながりが徐々に希薄化してきています。そのような状況の中で、地域コミュニティ活動を充実していくためには、市民一人ひとりが、日頃から住民同士の身近なつながりを大切にし、お互いの顔が見える関係づくりに取り組んでいく必要があります。また、市は、その取組に限りまでできる限りの支援を行わなければなりません。そうすることにより、防災活動の基盤となる力強い地域コミュニティが維持され、活性化していきます。

—地域で支え合う安全・安心なまちづくり—

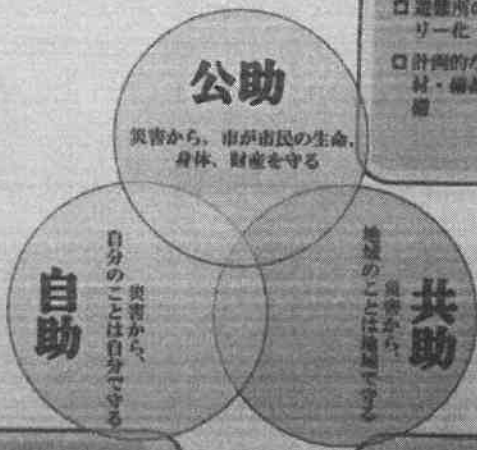
茅野市は、市民と市とが連携、協力し、地域において人と人が支え合う、安全で安心な災害に強いまちづくりを推進するため、

「茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例」を制定しました。

「自助、共助、公助」の取組を強化し、それぞれの連携を図ることで、地域の力を引き出す災害に強い支え合いのまちづくりを進めます。

支援します！

このマークがついている自助・共助の取組に関し、市が財政的・人的な支援を行います。



災害が発生した場合、又は災害が発生する恐れが高い場合、行政の判断がその後の対応の成否を大きく左右します。市として適時・的確に判断ができるよう、危機管理体制等の強化を行います。

ハード面	ソフト面
<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線のデジタル化による情報収集・伝達体制の整備 計画的な河川改修 避難所のバリアフリー化 計画的な防災資器材・備品等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 防災専門職員（自衛隊OB）による自主防災組織活動への支援 分かりやすい避難指示等の発令基準の策定 保育園・小中学校における防災教育の充実 災害時における応援体制の強化

災害が発生した場合、まずは自分の身の安全を確保することが何よりも重要になります。自分の命を守るためにできることは何か、日ごろから考えておきましょう。

ハード面	ソフト面
<ul style="list-style-type: none"> 自助行政無線の戸別受信機の設置 （市費負担） 住宅ぐもに陥おきおそれがあるに迫てなれた住居などへの耐震化や耐倒壊シールドの設置 （市費負担） 在宅用防災無線機の設置 衣類の転倒防止、落下防止等の対策 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練への参加 避難場所、避難方法などの確認 災害が起こった場合における家族での行動確認 非常食、非常用持ち出し品などの準備

災害が発生した場合、ひとりで対応しなくなるのは地域に助けを求めたいです。まずは地域の力を借りること、ひとを知ること、信頼を知ること、そこから始めましょう。

ハード面	ソフト面
<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織による防災訓練時、非常用持ち出し品等の準備 （市費負担） 災害発生時のワンストップ相談窓口の設置 （市費負担） 地域における災害相談所などの創設 （市費負担） 	<ul style="list-style-type: none"> 防災マップ、避難経路の作成 （市費負担） 防災意識の向上のための防災訓練 （市費負担） 自主防災組織の創設・活動の促進 （市費負担） 災害行政関係者との連携、交流 （市費負担）

